郵便での戸籍謄抄本等の取り寄せ要領について

戸籍謄抄本、除籍(改製原戸籍)謄抄本、戸籍附票、身分証明書は本籍地で発行しますので、下記の要領で申請してください。

- ① 申請書 別紙戸籍謄抄本等交付申請書に必要事項を記入してください。
 - ◎ 相続などで出生から死亡までの戸籍が必要な場合は、(4)欄にその旨を記入してください。

例「相続登記のため上記の者の出生から死亡までの戸籍謄本を各2通」

- ◎ 続柄は具体的に記載してください。例「長女 南島原花子の長男」
- ◎ 昼間の連絡先、電話番号を必ず記入してください。
- ◎ 送付先は住民票に記載されている住所です。
- ◎ 身分証明書を本人以外の人が申請する場合は委任状が必要です。

(未成年の子の身分証明書については、法定代理人が申請する場合委任状は不要です)

- ② 手数料 手数料が同封されていないと交付できません。
 - ◎ 手数料は、定額小為替または普通為替(郵便局で販売)でお願いします。
 - ◎ 相続などのため一度に複数の戸籍(除籍)謄本を申請される場合は、事前に連絡していただければ、おおよその金額等を説明します。
- ② 返信料 返信用の封筒を同封してください。
 - ◎ 返送先の住所、氏名を記入した封筒に必要な切手を貼ってください。
 - ◎ お急ぎの場合は速達料金を追加してください。
 - (お願い) 郵送の場合は、配達の日数と役所の処理日数が必要になります。 日数に余裕をもって申請してください。
- ④ 本人確認書類の写しを同封してください。
 - ◎ 運転免許証、マイナンバーカード、官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書及び身分証明書、国民健康保険証など
 - ※ 上記本人確認書類の写しに記載された現住所に送付しますので、自分で手書きしたものは確認書類になりません。
- ⑤ その他添付書類について
 - ◎配偶者や子以外の方の戸籍謄本等を請求する際、請求者の本籍が南島原市以外の場合は関係の分かる戸籍(除籍)謄本の写しを添付してください。
 - ◎相続による戸籍の請求で、法定相続人ではない方からの請求の場合は根拠資料を添付してください。

上記についての問い合わせ先

〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 南島原市役所市民生活部市民課戸籍班(La 0957-73-6647)